

設 計 書

道路メンテナンス事業	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 5 月 日						工 事 概 要	浜田橋 橋長 L=57.9m 排水・添加物施設工 1式 塗替え塗装工 1式 仮設工 1式 雑工 1式 技術管理費 1式				
工 事 番 号	第 号											
一河一川一名 路 線 名	市道 波留大曲線 (浜田橋)											
施 行 位 置	阿久根市 波留 地内											
工 事 名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)											
工 期	190日間	施 行 方 法	直 営 ・ 請 負									
支 出 科 目	年 度 7	会 計	款			項	目	節				
	区 分		金 額			摘 要						
	設 計 額		円									
其 の 他	本橋梁は1973年に架設され、供用年数は52年になる。老朽化に伴い、支承部の腐食や鋼材部の防食機能の劣化など橋梁の損傷が著しく、危険な状況にある。そこで、橋梁詳細修繕計画に基づき、本橋梁の機能回復を図るべく補修を実施するものである。											

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

工事設計書

工事設計書	
設計書総括情報	
事務所名	阿久根市
設計書名	全体設計書
事業名	道路メンテナンス事業
積算総括情報	
諸経費体系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単価適用日	0 令和 7年 5月 1日
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】 【 前 世 代 】
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	40 % 12 橋梁保全 03 一般影響有り(2)現道4工種 02 計上有り(市街地以外) 04 消費税税率：10% 01 金銭的保証を要す

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費									X1000	
橋梁修繕 レベル1									Y4H000000	
				式						
排水・添加物施設工 レベル2									Y2J0G0000	
				式						
排水・添加物施設取付金具取替え工 レベル3									Y011U0B00	
				式						
排水・添加物施設取付金具取替工									V7101	0
	1			箇所						施工内訳0-0001号表
塗装舗装工 レベル2									Y2691	
桁下塗替え塗装工 レベル3									Y011U0B00	
				式						
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 2回想定									V7102	0
	393.3			m ²						施工内訳0-0002号表
廃材の回収・積込工									V7103	0
	393.3			m ²						施工内訳0-0003号表

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特別管理産業廃棄物運搬 トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t DID無し 37.5km超43.0km以下					SQZ207 0
	0.39	t			施工内訳0-0004号表
塗替塗装工					V7104 0
	196.6	㎡			施工内訳0-0005号表
仮設工 レベル2					Y2691
吊足場 タイプA1 損料					V7106 0
	231	㎡			施工内訳0-0007号表
朝顔 タイプB 損料					V7107 0
	194	㎡			施工内訳0-0008号表
湿式剥離塗膜剤工用養生シート					V7108 0
	462	m2			施工内訳0-0009号表
作業環境設備 クリーンルーム等 1ヶ月(20日間)					V7109 0
	1	式			施工内訳0-0010号表
雑工 レベル2					Y2154
処分費(直工内)					#0042

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ブラスト材処分費 (エコパーク鹿児島)					F7104 0 1
	0.39	t			
*産廃税相当額 (直工内) *					#0047 A=工種金額に加算して集計する, B=特殊金額
産業廃棄物税 消費税抜き					F7144 0
	0.39	t			
直接工事費					
技術管理費					Z0006
		式			
塗膜はく離試験 レベル2					Y2270
塗膜はく離試験 水系はく離剤3種					V7110 0
	1	橋			施工内訳0-0011号表
溶出試験 レベル2					Y2270
溶出試験費 (処分場受入の為)					V7111 0
	1	式			施工内訳0-0012号表

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場環境改善費					Z0010
		式			
共通仮設費 (率分)					
		式			
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費					
		式			
** 現場管理費計 **					
** 工事原価 **					
一般管理費					
		式			
契約保証費					
		式			

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費等計						
工事価格						
消費税相当額						
請負工事費			式			
工事価格計						
消費税相当額計						
請負工事費計			式			

施工内訳表

特別管理産業廃棄物運搬
トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t
機械構成比：

SQZ207
DID無し 37.5km超43.0km以下
労務構成比：

施工内訳0-0004号表

市場単価構成比：

標準単価：
1 t 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
トラック [クレーン装置付] 2 t 級 2. 9 t 吊			トラック [クレーン装置付] 2 t 級 2. 9 t		M1205P
運転手 (特殊)			運転手 (特殊)		R1400
特殊作業員			特殊作業員		R0100
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001

施工内訳表

特別管理産業廃棄物運搬
 トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t
 機械構成比：

SQZ207
 DID無し 37.5km超43.0km以下
 労務構成比：
 材料構成比：

施工内訳0-0004号表

市場単価構成比：

1
 t 当り
 標準単価：

代表機労材規格	構成比	単 価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
*** 単位当り計 ***					
A=1 C=26 トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t 37.5km超43.0km以下			B=1 D=1 無し I-2-③-3		

塗替塗装工

V7104

施工内訳表

施工内訳0-0005号表

頁0-0013

1 m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁塗装工（素地調整2種ケレン）	1	m ²			F7141 刊行物
脱脂洗浄～下塗り工	1	m ²			V7105 施工内訳0-0006号表
橋梁塗装工（中塗り塗装）	1	m ²			F7142 刊行物
橋梁塗装工（上塗り塗装）	1	m ²			F7143 刊行物
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

脱脂洗浄～下塗り工

V7105

施工内訳表

施工内訳0-0006号表

頁0-0014

300 m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
橋りょう世話役	6.39	人			R2400 1
橋りょう塗装工	7.67	人			R2300 1
橋りょう塗装工	11.50	人			R2300 1
サビバリヤー脱脂洗浄剤 15kg/缶	15	kg			F7136
サビバリヤー下塗剤 15kg/セット	45	kg			F7137
諸雑費	5	%			#01
*** 合計 ***	300	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			

作業環境設備
クリーンルーム等

V7109

施工内訳表

施工内訳0-0010号表

1ヶ月 (20日間)

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
負荷集塵機賃料	1	台/月			F7110
1次フィルター 1枚/日使用 荷姿：30枚/箱	20	枚			F7111
2次フィルター 1枚/3日使用 荷姿：12枚/箱	7	枚			F7112
HEPAフィルター 3カ月/個	1	個			F7113
排気用ポリチューブ 0.1mm*Φ350*100m	1	本			F7114
吸気用PETクリアダクト	1	本			F7115
吸気用インテークチャンバー	1	個			F7116
エアシャワー賃料 (基本管理料含む)	1	台/月			F7117
プレフィルター 1枚/週	4	枚			F7118
HEPAフィルター 3カ月/個	1	個			F7119
セキュリティールーム賃料 パイプ・シートセット (3部屋分)	1	セット			F7120
出入口用ファスナー賃料	2	個			F7121

作業環境設備
クリーンルーム等

V7109
1ヶ月（20日間）

施工内訳表

施工内訳0-0010号表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
足拭き用ニトクリーン賃料	1	個			F7122
真空クリーナー賃料（基本管理料含む）	1	台/月			F7123
プラホース・Tノズル・パイプ	1	セット			F7124
ダストパック 5枚/組	5	枚			F7125
HEPAフィルター 3カ月/個	1	個			F7126
*** 単位当り計 ***	1	式			

溶出試験費（処分場受入の為）

V7111

施工内訳表

施工内訳0-0012号表

頁0-0021

1 式 当り

名称・規格など	数	量	単位	単価	金額	備考
含有量試験及び溶出試験 溶出液作成料	1		検体			F7127 刊行物
含有量試験及び溶出試験（アルキル水銀）	1		検体			F7128 刊行物
含有量試験及び溶出試験（総水銀）	1		検体			F7129 刊行物
含有量試験及び溶出試験（カドミウム）	1		検体			F7130 刊行物
含有量試験及び溶出試験（鉛）	1		検体			F7131 刊行物
含有量試験及び溶出試験（六価クロム）	1		検体			F7132 刊行物
含有量試験及び溶出試験（ひ素）	1		検体			F7133 刊行物
含有量試験及び溶出試験（PCB）	1		検体			F7134 刊行物
含有量試験及び溶出試験（セレン・化合物）	1		検体			F7135 刊行物
*** 単位当り計 ***	1		式			

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称
X1000	**本工事費**			
Y4H000000	橋梁修繕 レベル1	式		
Y2J0G0000	排水・添加物施設工 レベル2	式		
Y011U0B00	排水・添加物施設取付金具取替え工 レベル3	式		
V7101	排水・添加物施設取付金具取替工	1 箇所		
Y2691	塗装舗装工 レベル2			
Y011U0B00	桁下塗替え塗装工 レベル3	式		
V7102	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 2回想定	393.3 m ²		
V7103	廃材の回収・積込工	393.3 m ²		
SQZ207	特別管理産業廃棄物運搬 トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t	0.39 t		A=1, B=1, C=26, D=1 A=トラック(クレーン付)2t級、吊能力2.9t, B=無し, C=37.5km超43.0km以下, D = I -2-③-3
V7104	塗替塗装工	196.6 m ²		
Y2691	仮設工 レベル2			
V7106	吊足場 タイプA1	231 m ²		
V7107	朝顔 タイプB	194 m ²		
V7108	湿式剥離塗膜剤工用養生シート	462 m ²		
V7109	作業環境設備 クリーンルーム等	1 式		
Y2154	雑工 レベル2			

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単価 金額	条 件 名 称	値 称
#0042	*処分費（直工内）*				
F7104	ブラスト材処分費（エコパーク鹿児島）	0.39 t			
#0047	*産廃税相当額（直工内）*			A=1, B=1, C=7 A=工種金額に加算して集計する, B=特殊金額に加算して集計する, C =*産廃税相当額（直工内）*	
F7144	産業廃棄物税 消費税抜き	0.39 t			
G0000	**直接工事費**				
Z0006	技術管理費				
Y2270	塗膜はく離試験 レベル2				
V7110	塗膜はく離試験 水系はく離剤3種	1 橋			
Y2270	溶出試験 レベル2				
V7111	溶出試験費（処分場受入の為）	1 式			
Z0010	現場環境改善費				
Z0050	共通仮設費（率分）				
G1000	**共通仮設費計**				
G2000	**純工事費**				
Z0020	現場管理費				
G2900	**現場管理費計**				
G4000	**工事原価**				

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F7101	排水管取付金具	組	16,700				
F7102	塗膜剥離剤塗布・除去 鉄桁構造・箱桁構造 時間制約無・昼間	m2	4,540				
F7103	塗膜剥離剤 材リバー泥パック橋梁用タイプⅡ	k g	2,060				
F7104	プラスト材処分費（エコパーク鹿児島）	t	21,000				
F7108	橋梁用資材 足場材損料	m ² ・月	425				
F7109	橋梁用資材 防護材損料	m ² ・月	79				
F7110	負荷集塵機賃料	台/月	270,000				
F7111	1次フィルター 1枚/日使用 荷姿：30枚/箱	枚	1,200				
F7112	2次フィルター 1枚/3日使用 荷姿：12枚/箱	枚	3,800				
F7113	HEPAフィルター 3カ月/個	個	125,000				
F7114	排気用ポリチューブ 0.1mm*Φ350*100m	本	9,000				
F7115	吸気用PETクリアダクト	本	63,000				

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F7116	吸気用インテークチャンバー	個	80,000				
F7117	エアシャワー賃料（基本管理料含む）	台/月	270,000				
F7118	プレフィルター 1枚/週	枚	5,400				
F7119	HEPAフィルター 3カ月/個	個	80,000				
F7120	セキュリティールーム賃料 パイプ・シートセット（3部屋分）	セット	380,000				
F7121	出入口用ファスナー賃料	個	16,000				
F7122	足拭き用ニトクリーン賃料	個	20,000				
F7123	真空クリーナー賃料（基本管理料含む）	台/月	102,000				
F7124	プラホース・Tノズル・パイプ	セット	36,500				
F7125	ダストパック 5枚/組	枚	546				
F7126	HEPAフィルター 3カ月/個	個	70,000				
F7127	含有量試験及び溶出試験 溶出液作成料	検体	4,350				

登録単価一覧表

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F7128	含有量試験及び溶出試験（アルキル水銀）	検体	9,350				
F7129	含有量試験及び溶出試験（総水銀）	検体	4,150				
F7130	含有量試験及び溶出試験（カドミウム）	検体	3,200				
F7131	含有量試験及び溶出試験（鉛）	検体	3,200				
F7132	含有量試験及び溶出試験（六価クロム）	検体	3,150				
F7133	含有量試験及び溶出試験（ひ素）	検体	4,100				
F7134	含有量試験及び溶出試験（PCB）	検体	20,100				
F7135	含有量試験及び溶出試験（セレン・化合物）	検体	4,350				
F7136	サビバリヤー脱脂洗浄剤 15kg/缶	kg	3,740				
F7137	サビバリヤー下塗剤 15kg/セット	kg	14,800				
F7138	橋梁用資材 足場材損料	m ² ・月	403				
F7139	橋梁用資材 養生シート損料	m ²	502				

機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1205P	191		0.1482	供用日	トラック [クレーン装置付]	運搬・荷役機械等
2	R0100	202		0.1209	人	特殊作業員	労務単価
3	R0200	202		8.1160	人	普通作業員	労務単価
4	R1400	202		0.1209	人	運転手 (特殊)	労務単価
5	R2200	202		7.8540	人	橋りょう特殊工	労務単価
6	R2300	202		30.2947	人	橋りょう塗装工	労務単価
7	R2400	202		5.1876	人	橋りょう世話役	労務単価
8	T0002	221		1.6848	L	軽油	3-1 燃料類

数量及び延長調書

No1

令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)

費目	工種	備考	管理 数値	積算 数量	単位	備考
排水・添架物施設工						
排水・添加物施設取付金具 取替え工						
	排水施設取付金 具取替え工	PL-65xt4.5x700 1組、3.2kg	1.0	1	箇所	図面及び数量計算書 より
塗替え塗装工						
桁下塗替え塗装工						
	塗膜剥離剤塗 布・塗膜除去	塗膜剥離剤2回想定	393.322	393.3	m2	図面及び数量計算書 より
	廃材の回収・積 込	塗膜剥離剤2回(1.0kg/m2)想定	393.322	393.3	m2	〃
	特別管理産業 廃棄物運搬	エコパーク鹿児島 L=37.5km 393.514/1000=0.393	0.393	0.39	t	〃
	塗膜塗装	錆転換型防食塗装(素地調整2種ケレン含む)	196.661	196.6	m2	〃
仮設工						
	吊足場工	損料のみ タイプA1 7カ月	231.4	231	m2	図面及び数量計算書 より
	朝顔	損料のみ タイプE 7カ月	194.6	194	m2	〃
	剥離剤工用 養生シート	湿式塗膜剥離剤用 231.4×2回	462.8	462	m2	〃
	作業環境設備	クリーンルーム等(1ヶ月)		1.0	式	作業環境設備数量算定表より 安全衛生保護具は支給
雑工						
処分費(直工内)						
	プラスト材処分	エコパーク鹿児島	0.393	0.39	t	
共通仮設費						
技術管理費						
	塗膜剥離試験	水系はく離剤使用3種類		1.0	式	
	溶出試験費	※処分場受入のため 溶出試験(1) 溶液作成+8項目		1.0	式	
		アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、 ひ素・PCB、セレン・化合物				

1. 数量総括表

項 目		仕 様	単 位	数 量	備 考
添 設 工 物 施	排水 架 取 付 金 具 取 替 え 工	PL-65xt4.5x700	組	1	W=3.2kg/組
			kg	3.2	ボルト・ナット含む
塗 替 え 塗 装 工	桁下塗替え塗装工（錆転換型防食塗装-サビバリヤー）				
	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	塗膜剥離剤2回想定	m ²	393.322	
	廃材の回収・積込	2回想定	kg	393.322	
	素地調整	素地調整2種	m ²	196.661	
	塗装面積	錆転換型防食塗装	m ²	196.661	
	廃材運搬・処分	W=1.0kg/m ² /回あたり	kg	393.322	
※ 塗膜剥離剤の選定・除去回数については、着工前の試験施工により最終決定すること。 それに伴い数量精査を行うこと。					
足 場 工	吊り足場工	主体・板張・シート張	m ²	231.440	損料
	朝顔	片側朝顔	m ²	194.620	〃
	剥離剤工用養生シート		m ²	231.440	1回あたり

5. 排水・添架物施設工

5.1 金具取替え工

(1) 排水施設取付金具

$$N = 1 = 1 \text{ 組}$$

質量 $W = 3.2 \text{ kg/組}$

2- PL-65xt4.5x700

4- BN M12x40 (SUS304)

$$W = 3.2 \times 1 = 3.2 \text{ kg}$$

(2) 添架物支持金具

$$N = 2 = 2 \text{ 組}$$

質量 $W = 0.9 \text{ kg/組}$

1- PL-50xt4.5x522

2- BN M12x40 (SUS304)

$$W = 0.9 \times 2 = 1.8 \text{ kg}$$

7. 塗替え塗装工

7.1 桁下工塗替え塗装工

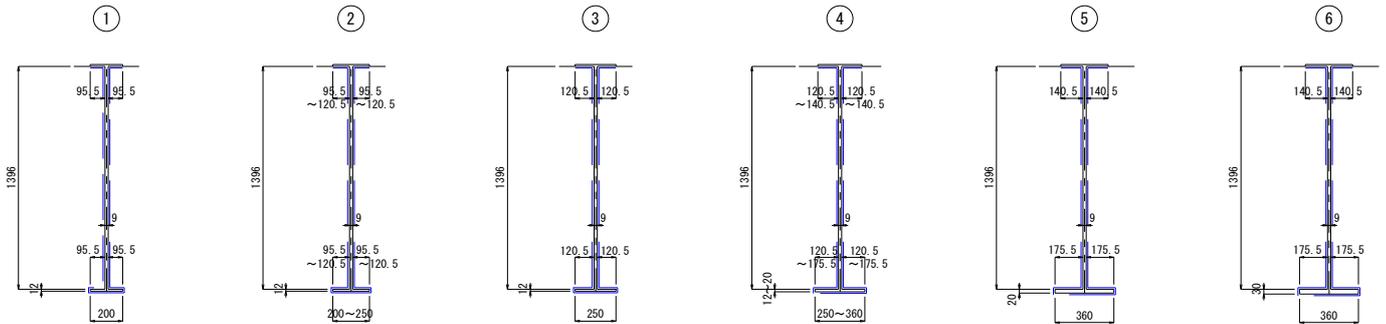
塗装仕様 (Rc-I 塗装系)

※塗替え塗装工詳細図参照の事。

(1) 塗装面積 (A1-P1径間・P1-A2径間共通)

1) 主桁

【主構】 N = 2 本



主構 (1本当り)

	周長(m)	延長(m)	備考
①	3.398	0.000	0.430x2
②	3.473	0.000	0.320x2
③	3.548	0.000	2.075x2
④	3.686	0.000	0.550x2
⑤	3.824	4.740	2.370x2
⑥	3.844	14.270	
合計		19.010	

リブプレート (1本当り)

リブプレート	枚数	面積(m ²)	備考
PL-90xt11x1396	0	0.251	
PL-90x t9x1396	16	0.251	
PL-90x t9x 349	4	0.063	
PL-90x t9x 835	2	0.150	
PL-90x t9x1180	8	0.212	
PL-90x t9x1190	0	0.214	
PL-90x t9x1340	4	0.241	

主構面積

$$\begin{aligned}
 A1 = & 3.398 \times 0.000 + 3.473 \times 0.000 + 3.548 \times 0.000 \\
 & + 3.686 \times 0.000 + 3.824 \times 4.740 + 3.844 \times 14.270 \\
 & = 72.979 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

リブプレート面積

$$\begin{aligned}
 A2 = & 0.251 \times 0 + 0.251 \times 16 + 0.063 \times 4 \\
 & + 0.150 \times 2 + 0.212 \times 8 + 0.214 \times 0 \\
 & + 0.241 \times 4 \\
 & = 7.228 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

主桁合計 (1本当り)

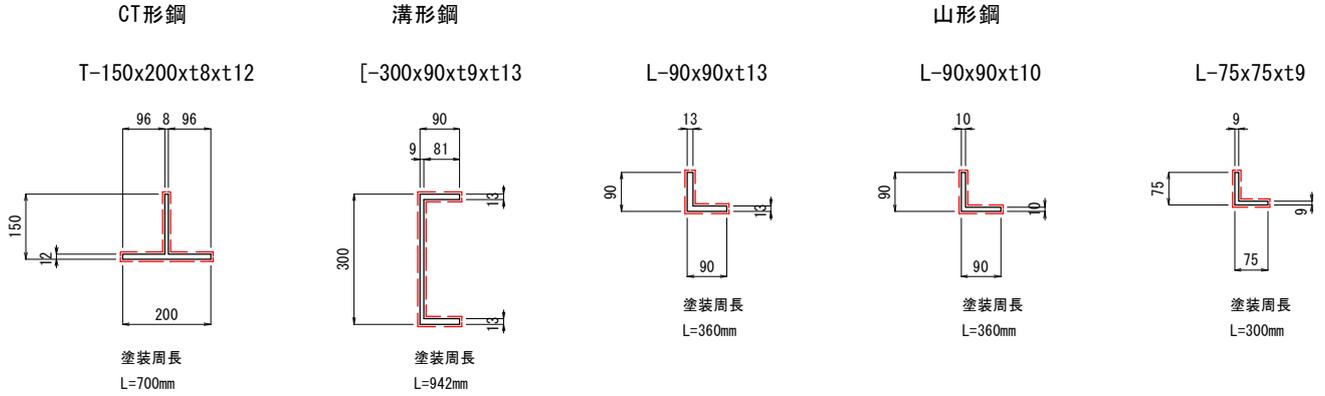
$$A = 72.979 + 7.228 = 80.207 \text{ m}^2$$

$$\Sigma A = 80.207 \times 2 \text{ 本} = 160.414 \text{ m}^2$$

2) 横桁

【横構・対傾構】

各部材詳細図



材料表(各部材)

(1径間当り)

部 材	延長 (m)	周長 (m)	面積 (m ²)	枚 数	備 考	
CT形鋼	T-150x200x8x12	4.760	0.700	3.332	8	
溝形鋼	[-300x 90x9x13]	2.090	0.942	1.968	0	
山形鋼	L- 90x 90x13	2.090	0.360	0.752	0	
	L- 90x 90x10	2.090	0.360	0.752	10	
	L- 75x 75x 9	1.170	0.300	0.351	0	
		1.270	0.300	0.381	10	
平 鋼	PL-100x t6	2.100	-	0.210	0	
		0.950	-	0.095	0	

各部材面積

$$\begin{aligned}
 A1 = & 3.332 \times 8 + 1.968 \times 0 + 0.752 \times 0 \\
 & + 0.752 \times 10 + 0.351 \times 0 + 0.381 \times 10 \\
 & + 0.210 \times 0 + 0.095 \times 0 = 37.986 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

結合プレート (1径間当り)

※塗替え塗装工詳細図(その2)の各部詳細図参照の事。

						<u>両面</u>	
a部.	N = 0ヶ所	A = 0.123	m ² × 2	=	0.246	m ²	
b部.	N = 10ヶ所	A = 0.229	m ² × 2	=	0.458	m ²	
c部.	N = 4ヶ所	A = 0.051	m ²		—		
d部.	N = 0ヶ所	A = 0.106	m ² × 2	=	0.212	m ²	
e部.	N = 0ヶ所	A = 0.058	m ² × 2	=	0.116	m ²	
f部.	N = 0ヶ所	A = 0.090	m ² × 2	=	0.180	m ²	
g部.	N = 10ヶ所	A = 0.058	m ² × 2	=	0.116	m ²	
h部.	N = 10ヶ所	A = 0.049	m ² × 2	=	0.098	m ²	
i部.	N = 5ヶ所	A = 0.074	m ² × 2	=	0.148	m ²	

接合部控除

a部.	A2 = (0.246 - 0.014 - 0.031) × 0	=	0.000	m ²
b部.	A3 = (0.458 - 0.038 × 2 - 0.016) × 10	=	3.660	m ²
c部.	A4 = 0.051 × 4	=	0.204	m ²
d部.	A5 = (0.212 - 0.034 × 2 - 0.058) × 0	=	0.000	m ²
e部.	A6 = (0.116 - 0.021 × 2 - 0.013 × 2 - 0.007) × 0	=	0.000	m ²
f部.	A7 = (0.180 - 0.050 × 2 - 0.008 × 2) × 0	=	0.000	m ²
g部.	A8 = (0.116 - 0.021 × 2 - 0.013 × 2 - 0.007) × 10	=	0.410	m ²
h部.	A9 = (0.098 - 0.021 × 2 - 0.014) × 10	=	0.420	m ²
i部.	A10 = (0.148 - 0.007 × 2 - 0.027 × 2) × 5	=	0.400	m ²

接合控除面積 A = 5.094 m²

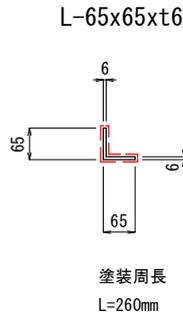
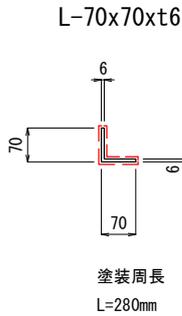
横桁合計 (1径間当り)

Σ A = 37.986 - 5.094 = 32.892 m²

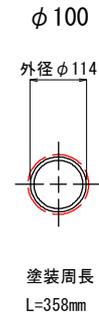
3) 排水装置・添架物

各部材詳細図

山形鋼



排水管



排水装置・添架物材料表

(1径間当り)

部 材		周長 (m)	延長 (m)	面積 (m ²)	枚 数	備 考
山形鋼	L- 70x 70xt6	0.280	0.300	0.084	4	添架物
		0.280	0.390	0.109	4	添架物
		0.280	0.410	0.114	4	添架物
	L- 65x 65xt6	0.260	0.520	0.135	5	添架物
排水管	φ 100	0.358	1.525	0.545	2	
取付金具	PL-65xt4.5x700	0.065	0.700	0.045	4	排水装置
支持金具	PL-50xt4.5x522	0.050	0.522	0.026	9	添架物

排水装置・添架物面積

$$\begin{aligned}
 A1 = & 0.084 \times 4 + 0.109 \times 4 + 0.114 \times 4 \\
 & + 0.135 \times 5 + 0.545 \times 2 + 0.045 \times 4 \\
 & + 0.026 \times 9 = 3.407 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

接合部控除

※塗替え塗装工詳細図(その3)の各部詳細図参照の事。

$$\begin{aligned}
 \text{A部. } A2 &= 0.004 \times 2 \times 4 = 0.032 \text{ m}^2 \\
 \text{B部. } A3 &= 0.002 \times 2 \times 5 = 0.020 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

$$\text{接合控除面積 } A = 0.052 \text{ m}^2$$

排水施設・添架物合計 (1径間当り)

$$\Sigma A = 3.407 - 0.052 = 3.355 \text{ m}^2$$

4) 塗装面積集計

1工区

部 材	1径間当り塗布面積	1橋当り塗布面積
	(m ²)	(m ²)
主桁	160.414	320.828
横桁	32.892	65.784
排水装置・添架物	3.355	6.710
合計	196.661	393.322

(2) 塗装仕様

工程	塗料名	膜厚	使用量
素地調整工	塗膜剥離剤 + 2種ケレン	-	-
脱脂・洗浄工	サビバリヤー 脱脂洗浄剤	-	50g/m ²
下塗り	サビバリヤー 下塗り剤	70 μm	150g/m ²
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料用中塗り	30 μm	140g/m ²
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料上塗り	25 μm	120g/m ²

- 注) 1. 塗装作業は、「日本道路協会鋼道路橋防食便覧」に従って行うこと。
 2. 施工時は再度塗装面積の確認を行い、数量を最終決定すること。
 3. 製品・仕様については、材料確認のうえ施工を実施すること。
 (参考仕様：(株)エコクリーン 錆転換型防食塗装錆バリヤーを示す)
 4. 本橋は塗膜成分にPCB・鉛が含まれているため、塗膜剥離剤を使用する。
 また、湿潤式塗膜除去による2回塗りを想定とする。
 5. 塗膜剥離剤選定・除去回数については着工前に試験施工を実施して決定すること。
 それに伴い、数量精査も実施すること。

(3) 塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 (2回想定)

$$A = 196.661 \times 2 \text{ 回} = 393.322 \text{ m}^2$$

[塗膜剥離剤 材料] ※塗膜剥離剤標準使用量 W=1.0kg/m²

$$W = 196.661 \times 1.0 \text{ kg/m}^2 \times 2 \text{ 回} = 393.322 \text{ kg}$$

(4) 廃材の回収・積込 (2回想定)

$$W = 196.661 \times 1.0 \text{ kg/m}^2 \times 2 \text{ 回} = 393.322 \text{ kg}$$

(5) 廃材運搬・処分

$$W = 196.661 \times 1.0 \text{ kg/m}^2 \times 2 \text{ 回} = 393.322 \text{ kg}$$

13. 仮設工

13.1 吊り足場工（床面シート張・両側朝顔・板張・シート張防護工・剥離剤工用養生シート）

(1) 吊り足場面積（床面シート張・板張・シート張防護工）

$$A = 26.3 \times 4.4 \times 2 = 231.440 \text{ m}^2$$

足場必要面積

$$A = W \times L$$

W : 全幅員（地覆外縁間距離）

L : 橋座前面間距離

(2) 吊り足場面積（片側朝顔）

$$A = (1.05 + 0.8) \times 26.3 \times 4 = 194.620 \text{ m}^2$$

足場必要面積

$$A = B \times L$$

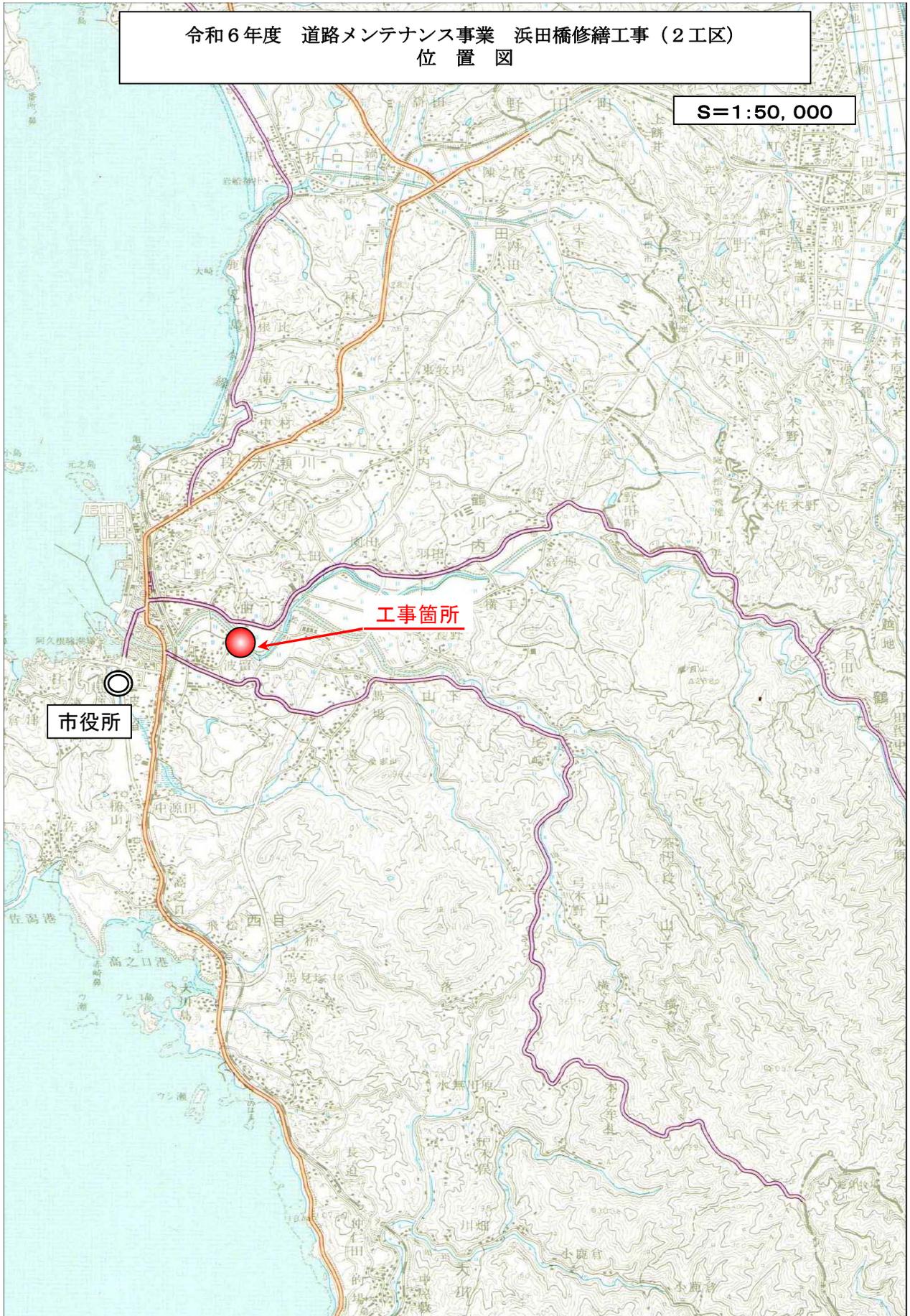
B : 足場必要幅（外桁と地覆外縁間距離+0.8m）

L : 地覆補修延長

※足場設置済み

令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事（2工区）
位置図

S=1:50,000



特記仕様書

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名：令和6年度道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事（2工区）
- (2) 工事場所：阿久根市 波留 地内
- (3) 工期：190日間【橋梁保全工事】

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要項、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」とする。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書
- (2) 土木工事施工管理基準
- (3) 土木請負工事必携
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) 建設副産物摘要処理推進要綱
- (6) 土木工事安全施工技術指針
- (7) その他関係要項、指針及び示方書等

第3条 この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初設計金額が500万円を超える場合、金銭的補償を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計において前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

(工事カルテ作成・登録)

第6条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更及び完成

時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（技術者）

第 7 条 請負者は、測量・調査・施工管理及び検査のために専属して経験のある技術者を常に配置し、監督職員の指示に応じなければならない。

（監理技術者）

第 8 条 本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者とする。なお、平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者証を交付された者は対象外とする。

（監理技術者等の選任を要しない期間）

第 9 条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第 10 条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- ・ 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第11条 現場代理人は現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内でほかの同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営及び取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続及び後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐を不要とし、外の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

第12条 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第13条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請け工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第14条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の(1)から(4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度変更に関する事項について作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督職員が記載を指示した業務等

（工事の施工）

第 15 条 工事着手にあたっては、地元区長及び近隣住民への周知を徹底すること。
 2 着工前測量を実施し、その結果を報告するとともに設計図書と相違があった場合は監督員と協議すること。

（国土調査の基準点等測量標識等の保全）

第 16 条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

（管内（県内）建設業者の優先使用）

第 17 条 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有するものを使用するよう努めることとする。
 2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等付活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
 3 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

（県産資材の優先使用について）

第 18 条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
 2 請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の湯無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 （7 品目）	生コン（レディミクストコンクリート）	コンクリート二次製品	石材類
	アスファルト合材	木材	樹木 野芝

3 前項で定めた不使用状況報告書において、第 1 項で定めた資材業者から調達しない場合は、その理由を記載すること。
 4 請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

~~第 19 条 下記現場発生品については、監督職員に確認の上、搬入場所へ搬入又はスクラップを行うものとする。~~

資材名	規格	数量	搬入場所

~~(支給品)~~

~~第 20 条 下記現場支給品については、監督職員に確認の上、保管場所から搬入場所へ搬入を行うものとする。~~

資材名	規格	数量	保管場所

(特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

第 21 条 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法 (参考)

工程ごとの作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業

		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
無筋コンクリート			
鉄筋コンクリート			
アスファルト			

※ 上記(2)については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

—(建設副産物の処理)—

第22条 ~~建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥（建設発生土は除く。）等。）のうち、処分の指定のない無筋コンクリート殻については、30 cm以下に小割し、盛土区間等で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受入条件等を確認し、発注者に報告するものとする。なお、積算に際しては、前条第1項第2号に示す条件により積算している。~~

2 ~~受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。~~

3 ~~処分状況等の記録（再生資源利用促進実施書及びマニフェスト（E票）の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者から返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者から返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。~~

4 ~~工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。~~

5 再生資材の利用

— 受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。—

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒	

再生砕石	RC=30	
再生砕石	RC=40	

- ~~なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。~~
- ~~6 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。~~
~~また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。さらに、利用状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。~~
- ~~7 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。~~

(産業廃棄物税)

第23条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(特別管理産業廃棄物の処理)

第24条 特別管理産業廃棄物の処理（指定処分）

- 1) 本工事の施工により発生する特別管理産業廃棄物は、下記により搬出すること。
 - (1) 運 搬 距 離 : L=37.5km
 - (2) 運 搬 場 所 : エコパークかごしま（薩摩川内市川永野町）
- 2) 管理計画書を作成し、塗膜はく離試験及び溶出試験を実施すること。
- 3) 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 4) 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第25条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

—(交通誘導員)—

第26条 ~~本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、又は交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1名以上は1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。また、請負者は上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。~~

資格	資格条件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施工）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

(工事の施工)

第27条 本工事の施工にあたっての施工条件は図面や数量表を基にし、施工計画書の作成及び工事施工時において十分留意するものとする。なお、明示されている施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に派生した施工条件についても、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

—(標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種)—

第28条 ~~機械掘削におけるバックホウの機械経費（損料）の積算に関しては、第3次基準値により算出している。なお、受注者が第2次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。~~

—(床掘及び切土)—

第29条 ~~切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。~~

~~2 監督職員の承認を受けず切りすぎた土量の増については変更契約の対象としない。~~

—(盛土及び埋戻)—

~~第 30 条 盛土は常に型下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。~~

~~2 盛土施工中は常に雨水等による土砂流出を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。~~

~~3 埋戻前に漏水等ある場合は、必ず排水した後に埋戻をしなければならない。~~

~~(コンクリート工)~~

~~第 31 条 コンクリートの品質は下記のとおりとする。~~

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B 種	18N/mm ²	8±2.5 cm	40 mm	

~~第 32 条 レディミクストコンクリートの工場は原則として J I S マーク表示許可工場を選定する。~~

~~第 33 条 現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備及び品質管理状態を考慮して選定し監督職員に報告すること。~~

~~第 34 条 レディミクストコンクリートを使用するときは使用に先立ち試験練りを行いその結果を報告しなければならない。なお第 31 条に示すもの以外のものを使用する場合は監督職員の承諾を得ること。~~

~~第 35 条 コンクリート構造物については打設計画を作成し 1 日毎の打設計画管理を行うこと。~~

~~(セメントモルタル、コンクリート吹付工)~~

~~第 36 条 請負者は、セメントモルタル等の吹付けにあたっては、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。~~

~~2 請負者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付面が給水性の場合は、事前に給水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付厚により土砂が散乱しないように打ち固めなければならない。~~

~~3 請負者は、吹付の施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。~~

~~4 請負者は、補強用金網の設置にあたっては、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付等により移動しないように法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は 10 cm 以上重ねなければならない。~~

~~5 請負者は、吹付けにあたっては法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部から順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けてはならない。~~

- ~~6 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工し、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、清掃し、かつ湿らせてから吹付けなければならない。~~
- ~~7 請負者は、吹付仕上げ面及び吹付端部の施工に際しては、速度を遅くして仕上げなければならない。表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はセメントモルタル等が付着するように仕上げなければならない。~~
- ~~8 請負者は、吹付けに際しては、外の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は速やかに取除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。~~
- ~~9 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。~~
- ~~10 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔を設計図書によるほか監督職員の指示により施工しなければならない。~~
- ~~11 請負者は、法肩の吹付けにあたっては、地山に巻き込んで施工しなければならない。~~
- ~~12 請負者は、2 m²に1か所程度の割合で水抜きパイプ（VP50）を取付けなければならない。~~
- ~~13 コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工等の吹付モルタルの配合は以下のとおりとする。~~

	W/C	C:S:G	C:S

~~—(舗装工)—~~

~~第37条 表層工~~

~~——混合物敷均し後の締固めは振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第38条 上層路盤工~~

~~——材料まき出し後の締固めは車道部を振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

~~第39条 その他~~

~~——舗装工は「アスファルト舗装工事共通仕様書」によるものとする。管理基準は「土木工事施工管理基準のアスファルト舗装（簡易舗装）」による。~~

~~—(排水工)—~~

~~第40条 排水工の基礎工は切込砕石（再生材40mm以下）の再生材を使用してタンパーにて十分転圧すること。~~

~~（環境保全型ブロック積）~~

~~第 41 条 環境保全型ブロック積の施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、又は創出すること。~~

~~2 土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻等により水際部を固めない。~~

~~3 水際には発生材により寄せ石及び寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。~~

~~4 周辺環境と調和したブロックを選定し、明度、彩度を抑えテクスチャーを持たせること。~~

（支障物件）

第 42 条 着工前測量により嵩上げ切下げ等が必要なマンホール等があった際は、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

（工事縮減期間）

第 43 条 下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第請負者に通知するものとする。

中止する行事等	中止開始（予定）	中止終了（予定）
お盆	令和 7 年 8 月 8 日（金）	令和 7 年 8 月 17 日（日）
年末年始	令和 7 年 12 月 26 日（金）	令和 8 年 1 月 4 日（日）

（安全管理）

第 44 条 工事施設の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第 45 条 労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。また、労働安全衛生規則「第二編第一二章土石流による危険の防止」の規定を遵守し施工計画書に明記すること。

第 46 条 道路法、道路交通法及び同法施工規則等を遵守し安全対策に努めること。

第 47 条 交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通事故の絶無を期さなければならない。

- 2 看板は原則として、信号機の下に1か所、信号機より30m程度手前に1か所設置することとし、現場の状況等十分留意のうえ交通安全上必要な措置は講じること。

(書類提出)

第48条 下記に示すものは必ず現場代理人か現場監督員が持参のうえ提出するものとし、監督職員の承認を得ること。

(1) 工事契約30日以内

ア 請負工事契約約款第4条による横線式の工程表

イ 工事施工計画書

工事施工計画書については鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」に準じて作成し、必ず工事概要、工事内容、工事工程、現場組織、主要機械計画、主要材料、施工方法、測量計画管理、品質管理、出来高管理、写真管理、安全管理、仮設計画及び実施工程表を分かりやすく書きまとめるものとする。

(2) 生コンクリート打設前

生コンクリート使用承認及び配合報告書を提出する。

(3) アスファルト舗設前

アスファルト舗設前においては「基準密度承認願」にて承認を得ること。ただし、同時にマーシャル試験における「配合の承認」「使用骨材の承認」「瀝青材等の品質証明書」等を提出すること。

(4) 特記仕様書に指定していない二次製品の使用前

積ブロック、トラフ等特記仕様書に指定のない場合は必ず使用前に「材料使用の承認」と併せて「配合報告書」「品質証明書」を提出して承認を得ること。

(5) 工事の出来高報告書(工事月報)

毎月末日現在の出来高を作成して毎月2日までに提出すること。

(6) 完成検査前

ア 完成届

イ 提出書類

提出書類については写真整理、出来高管理及び品質管理を「土木工事施工管理基準」に従って順序良く製本しインデックス等を取付けること。特に写真整理については「土木工事施工管理基準」の写真管理基準によって撮影製本するものとする。

ウ 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン(令和4年1月)」(以下「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品
ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各
1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲につい
ては、事前協議を行い決定する。

(7) 検査後

検査写真には検査時における写真の代表的なものを添付する。また、併せて
検査における破壊確認の写真、補修完了の写真を対比して添付すること。

(安全管理活動の実施状況報告)

第49条 安全管理活動については、実施状況等を毎月工事月報と併せて2日までに
報告すること。

- (1) 現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の
参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施。
- (2) 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月当たり1回以上活動。
- (3) 店社パトロールを月当たり1回以上実施。
- (4) 安全巡視、TBM、KY等の実施。
- (5) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項についての改善措置。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第50条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令
和2年10月13日付け技術管理室長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和2年10月13日
付け技術管理室長通知）」は鹿児島県ホームページから取得できる。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第51条 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、
暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた
場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察
に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたこと
により工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(工事等の施工にあたって要する物品等の調達について)

第52条 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を
優先して活用すること。

2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り市内業者から購入すること。

(仮設工について)

第 53 条 本工事における仮設工は、吊足場を仮設物として設置してある。吊足場については、次（後期）工事においても継続して使用するのので、当該工事の完了後引続き存置すること。

~~（工事等における遠隔臨場試行の推進にかかる運用について）~~

~~第 54 条 本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。~~

~~遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。~~

~~遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、目頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。~~

~~なお、遠隔臨場の取り組みを行った場合は、必要となる費用を以下の(1)から(4)により設計変更で計上することとする。~~

~~(1) 遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。~~

~~(2) 遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。~~

~~(3) 遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上する。~~

~~※ 耐用年数例~~

~~タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：5年~~

~~Wi-Fi ルータ等通信機類：10年~~

~~(4) 情報共有システム（ASP方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。~~

(「週休2日」施行工事について)

第 55 条 本工事は「週休2日」施行工事の対象である。

2 施行に当たっては『「週休2日」施行工事実施要項』に基づき行うものとする。

3 実施要項は鹿児島県ホームページから取得し、これを準用する。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第 56 条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策につい

て」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの生息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、生息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

- (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
- (2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土及び樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

- (1) 薬剤処理・燻蒸処理後に搬出する。
- (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去及び目視除去後搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業耕作機械の措置

付着土壌の除去及び薬剤処理後搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土及び樹木等の搬入や農・林業耕作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※ 奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）

H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H16：鹿児島市

H17：指宿市

H22：出水市、南さつま市

H25：霧島市、阿久根市

H26：鹿屋市、姶良市

H29：長島町

R 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 6：大崎町

工 事 打 合 簿

発 議 者	発注者 請負者	発 議 年 月 日	令 和 年 月 日
発 議 事 項	指示 協議 通知 承諾 提出 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 名			請 負 者 名
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について 指示 承諾 協議 通知 受理 します。 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 その他 ()	令和 年 月 日 監督職員
	請 負 者	上記について 了解 協議 提出 報告 届出 します。 その他 ()	令和 年 月 日 現場代理人

総 括 監 督 員	監 督 員

現 場 代 理 人	主 任 技 術 者

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

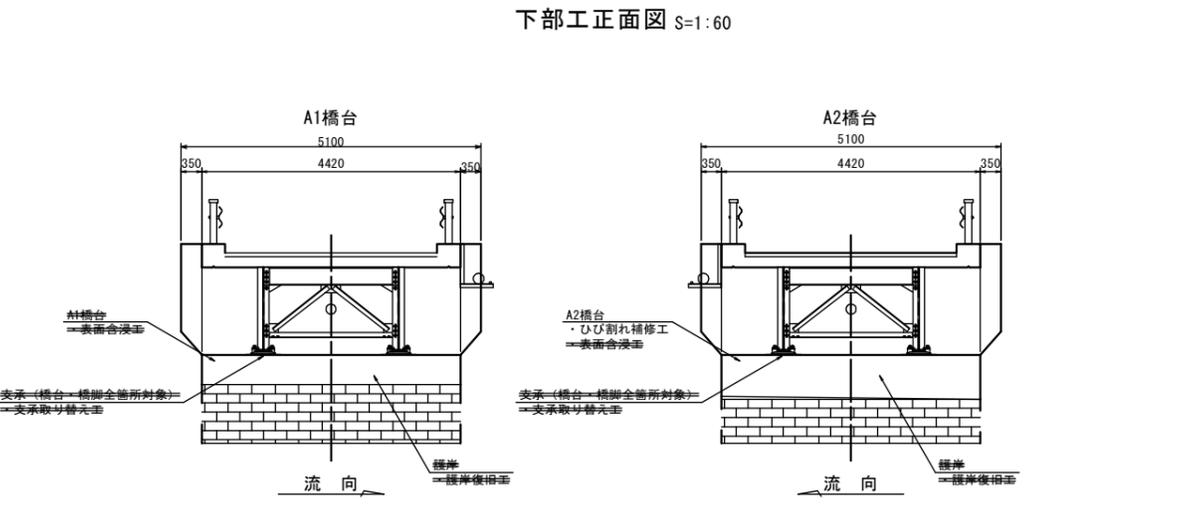
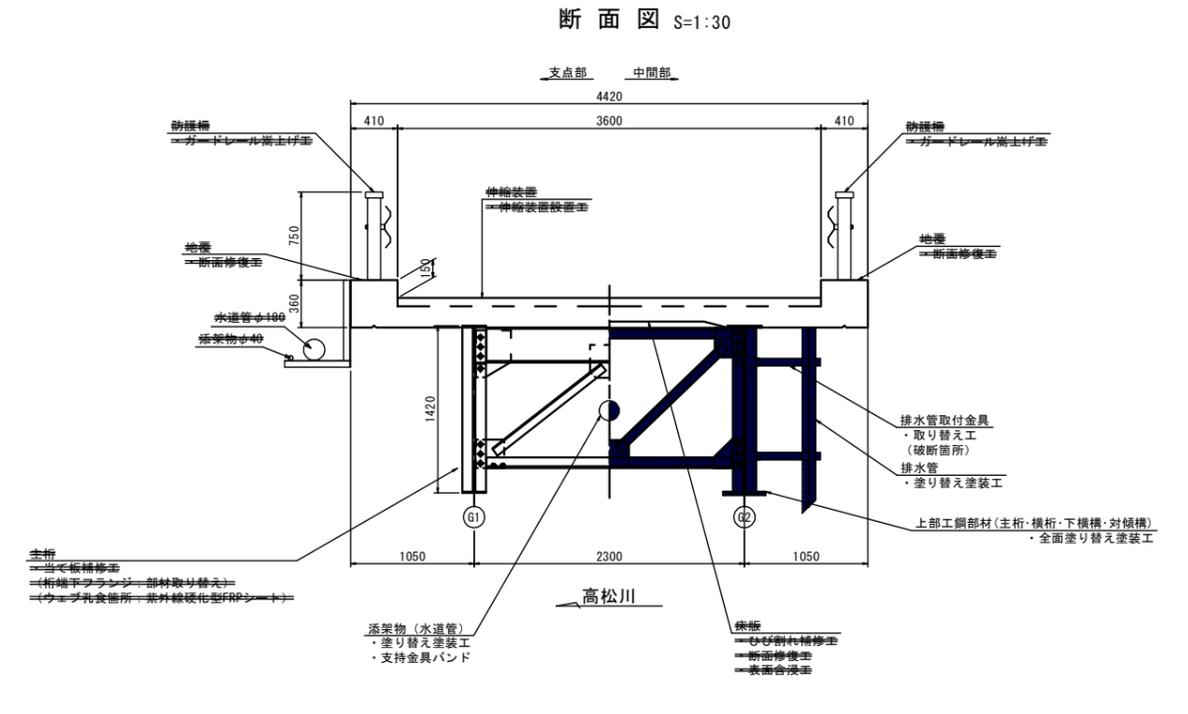
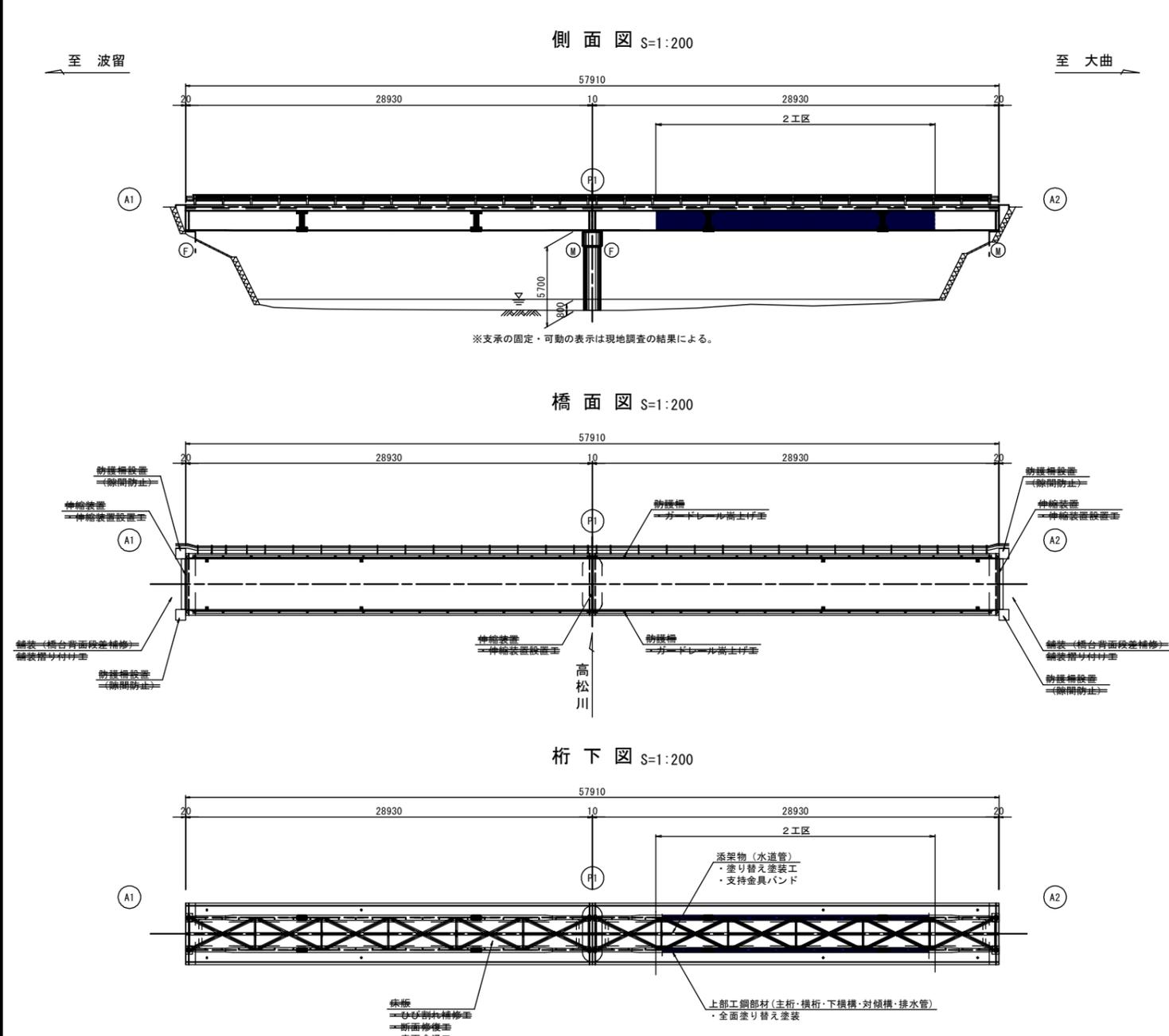
記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	ㄥ
	①-③	km	ㄥ
	②-③	km	ㄥ

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）

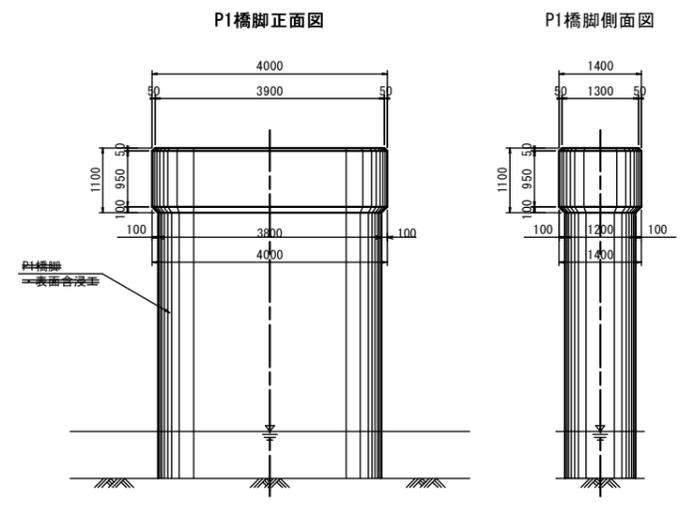
○兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

浜田橋 補修計画一般図



補修内容一覧

部位	補修内容	備考	
上部工	鋼部材 (主桁・横桁・下横桁・対傾構) (全面塗装塗り替え)	塗り替え塗装工 塗膜剥離剤、2種ケレン 錆転換型防食塗装	
	主桁	当り板補修工 平フランジ取替工(φ9400-φM材) ウェブ孔食傷部 (紫外線硬化型FRPシート)	
	床板	ひび割れ補修工 断面修復工 表面合浸工 ポリマセメントモルタル	※塗布範囲に地震合巻
手すり	橋台	断面修復工 ポリマセメントモルタル	
	橋台・橋脚	表面合浸工 ポリマセメントモルタル	
橋面工	護岸	護岸措置・復旧 コンクリートブロック工	
	支保	支保取替工 鋼支保・アンカー	
	地盤	断面修復工 ポリマセメントモルタル	
	舗装	舗装撤付工事 As舗装(A1)→A2橋台背面部	
	防護欄	防護欄撤去工事 防護欄設置 方パイプ	橋台側欄(撤去禁止)
	排水施設	排水管塗り替え塗装工 排水管取替工	上部工鋼部材と同対策 SS400
	添架物	水道管塗り替え塗装工 添架物支持金具バンド	上部工鋼部材と同対策 SS400
伸縮装置	伸縮装置設置 荷重支持型伸縮装置		

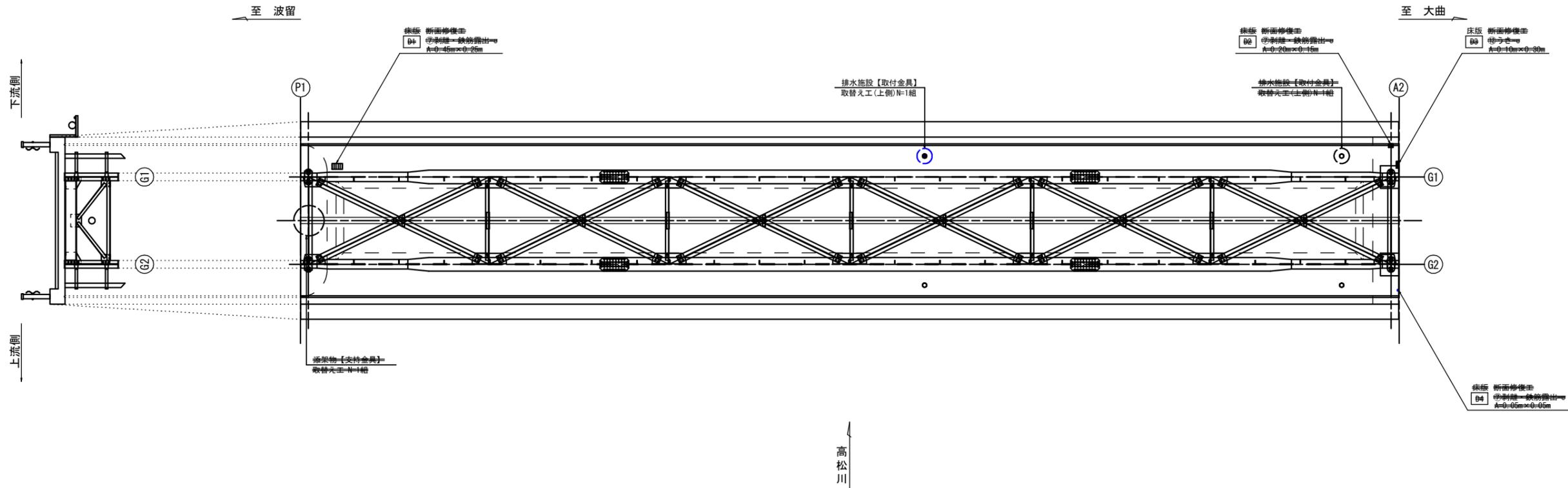


実施設計図 R7浜田橋

阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋補修工事(2工区)
河川名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根 市 波留 地内
図面種類	浜田橋 補修計画一般図
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 1 号

浜田橋 桁下補修図(その2)

P1-A2径間 S=1:60



断面修復数量

番号	寸法 (m)	面積 (m ²)		備考
		ケレン有り	ケレン無し	
桁下工 (P1-A2径間)				
D1	0.45 × 0.25	0.113		
D2	0.20 × 0.15	0.030		
D3	0.10 × 0.30	0.030		
D4	0.05 × 0.05	0.003		
合計	修復面積	0.176 m ²		

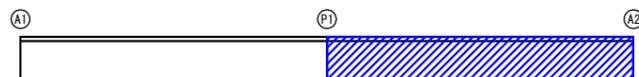
※ 断面修復工法：ポリマーセメントモルタル
 ※ 修復深さ：50mm (推定値)

取付金具、支持金具取替え工

種別・材料	N (組)	備考
P1-A2径間		
排水施設【取付金具】	1	
添架物【支持金具】	1	

※ 取付け材料・形状は、塗替え塗装工詳細図(その3)参照のこと。

位置図



凡例

記号	補修内容
D	断面修復工

損傷の凡例

損傷の種類	表示	損傷の種類	表示
ひびわれ		漏水	
剥離		腐食	
鉄筋露出		うき	
遊離石灰		その他	

注記

1. 着工前には必ず現況寸法実測を行い、図面・数量照合等の確認の後、施工を行う事。
2. 断面修復厚等については、あくまで推定値となることから現場施工時数量精査を行うこととする。

実施設計図

R7浜田橋

阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)
河川 路線名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根市 波留地内
図面種類	浜田橋 桁下補修図(その2)
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 2 号

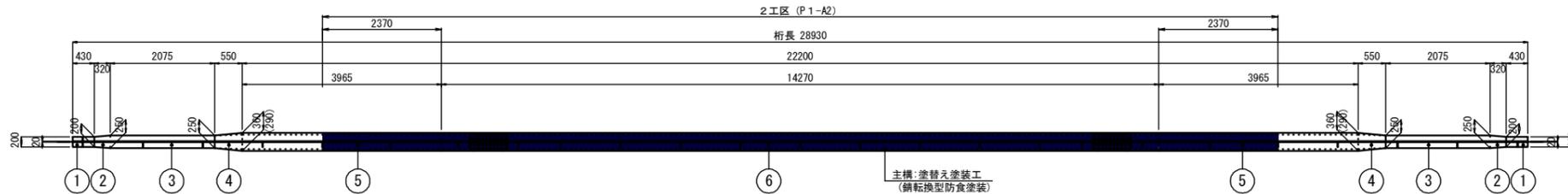
浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その1)

主桁(主構) S=1:60

外側側面図

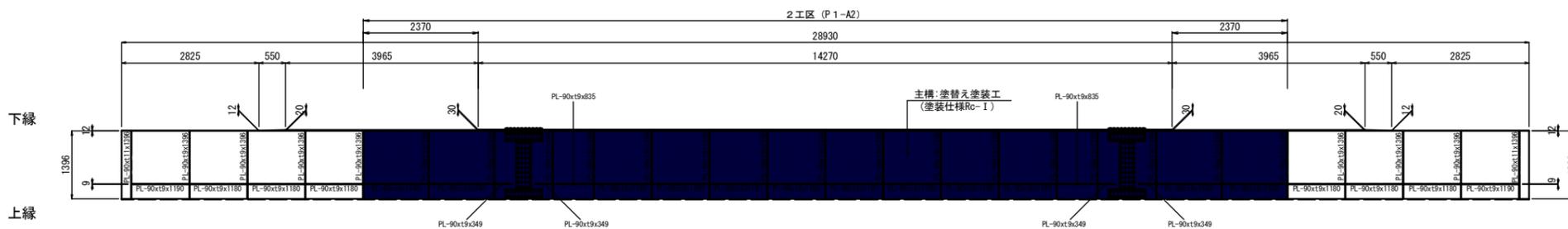


下縁平面図

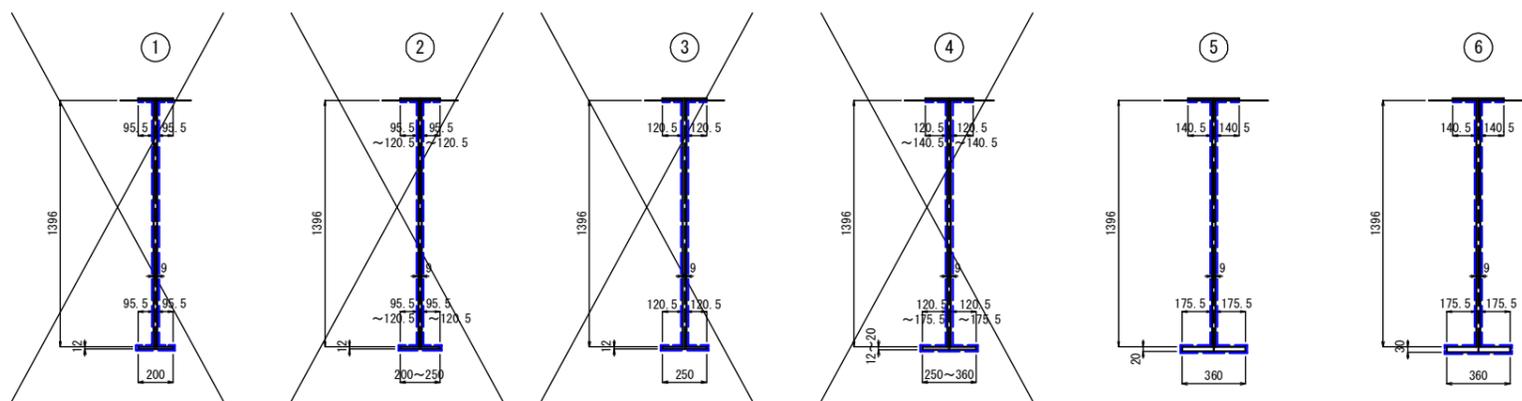


注) ()内数値は、上縁の主構幅を示す。

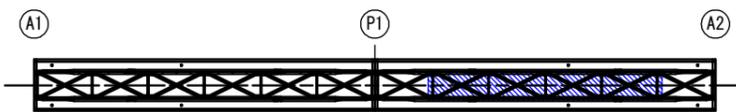
内側側面図



主構断面図 S=1:20



位置図



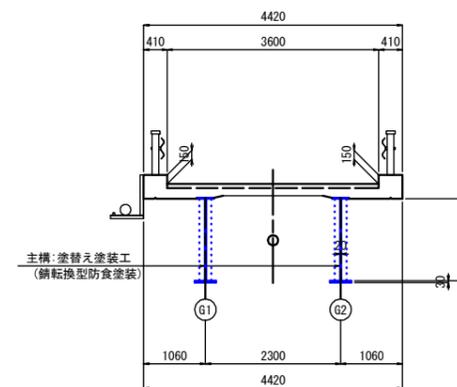
主構 (主構1本当り)

①	②	③	④	⑤	⑥	合計
3398	3478 (平均)	3548	3688 (平均)	3824	3844	19010
868	648	448	1188	474	14270	
430x2	828x2	2075x2	658x2	2370x2		

リブプレート (主構1本当り)

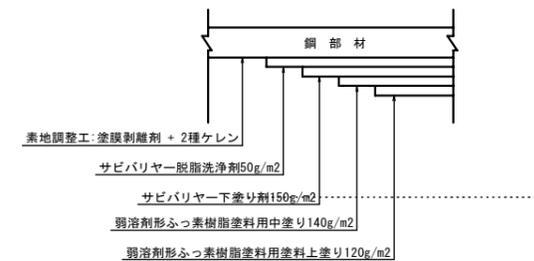
リブプレート	枚数	備考
PL-90x19x1396	0	
PL-90x19x1396	16	15枚+片面2枚
PL-90x19x349	4	
PL-90x19x835	2	
PL-90x19x1180	8	
PL-90x19x1190	0	
PL-90x19x1340	4	

断面図(支間中央部) S=1:60



塗装仕様

錆転換型防食塗装



工程	塗料名	膜厚	使用量
素地調整工	塗膜剝離剤 + 2種ケレン	-	-
脱脂・洗浄工	サビバリヤー 脱脂洗浄剤	-	50g/m ²
下塗り	サビバリヤー 下塗り剤	70μm	150g/m ²
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料用中塗り	30μm	140g/m ²
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料上塗り	25μm	120g/m ²

注) 1. 塗装作業は、「日本道路協会鋼道路橋防食便覧」に従って行うこと。
2. 施工時は再度塗装面積の確認を行い、数量を最終決定すること。
3. 製品・仕様については、材料確認のうえ施工を実施すること。
(参考仕様: (株)エコクリーン 錆転換型防食塗装錆バリヤーを示す)
4. 本橋は塗膜成分にPOB・鉛が含まれているため、塗膜剝離剤を使用する。
また、湿潤式塗膜除去による2回塗りを想定とする。
5. 塗膜剝離剤選定・除去回数については着工前に試験施工を実施して決定すること。
それに伴い、数量精査も実施すること。

実施設計図

R7浜田橋

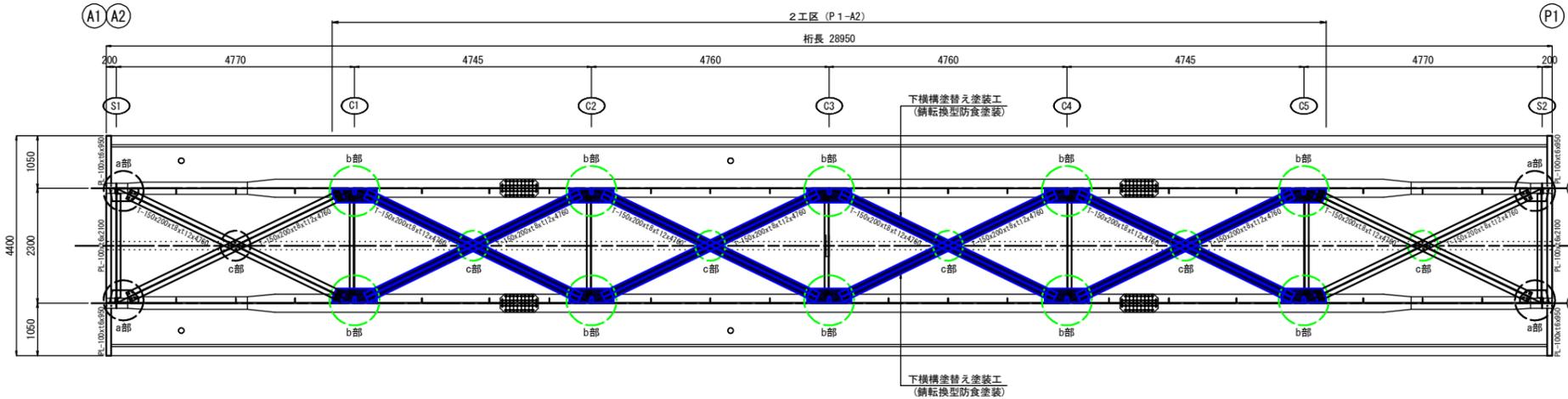
阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)
河川 路線名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根 市 波留 地内
図面種類	浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その1)
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 3 号

注記)

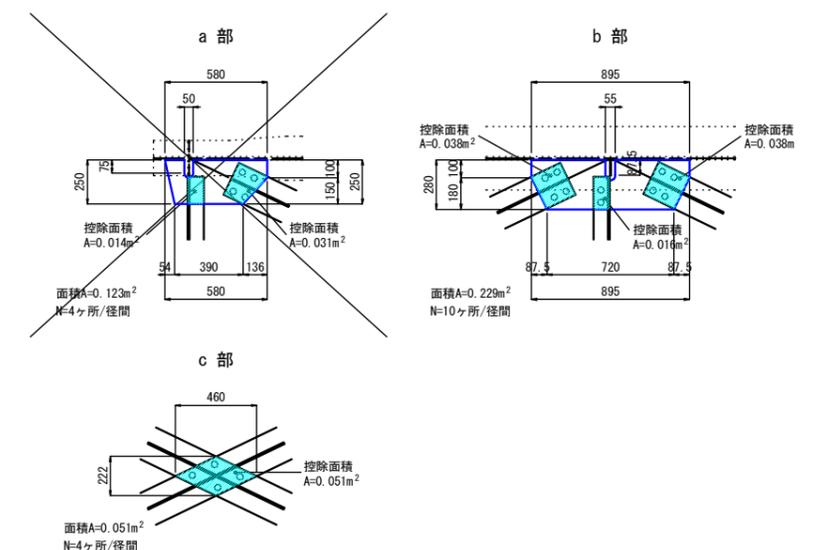
1. 着工前には必ず現況寸法実測を行い、図面・数量照合等の確認の後、施工を行う事。
2. 塗膜剝離剤選定・除去回数については着工前に試験施工を実施して決定すること。
それに伴い、数量精査も実施すること。

浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その2)

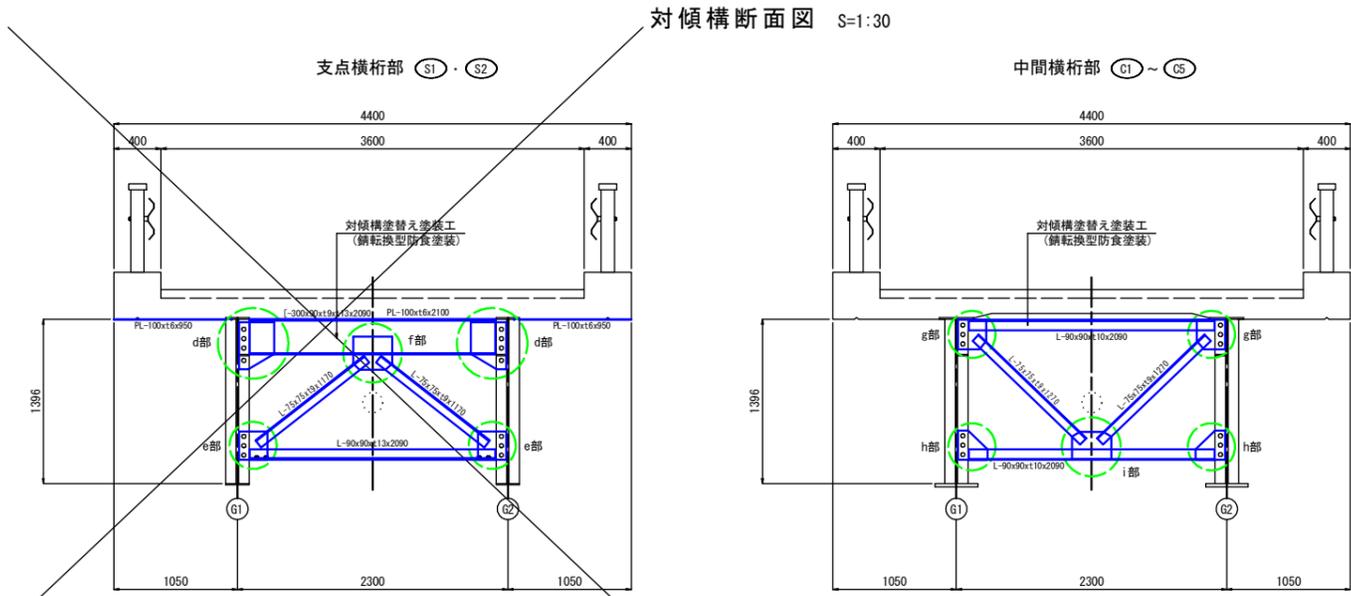
下横構平面図 S=1:60



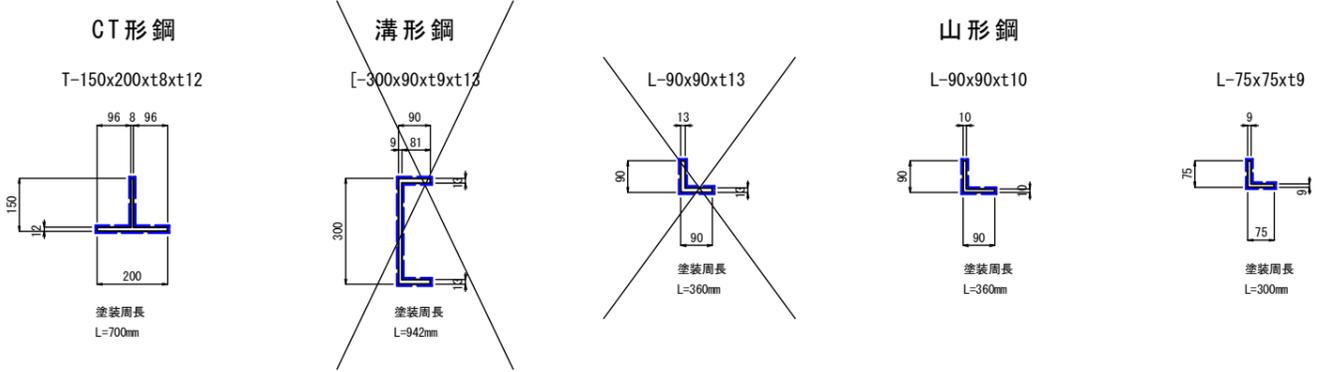
各部詳細図 S=1:20



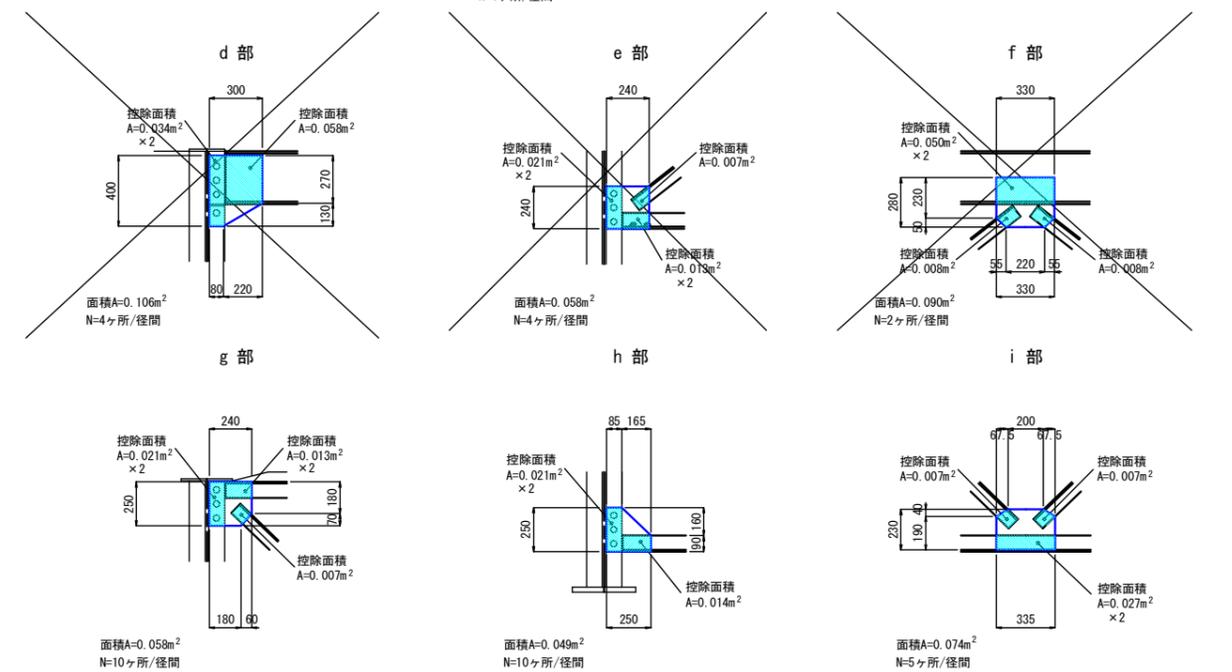
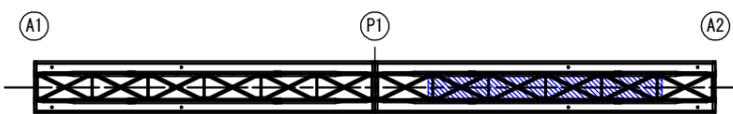
対傾構断面図 S=1:30



各部材詳細図 S=1:10



位置図



部材		(1径間当り)			
部材	延長 (mm)	周長 (mm)	本数	備考	
CT形鋼	T-150x200x8x12	4760	700	8	
溝形鋼	[-300x90x9x13]	2090	360	0	支点横桁部
	[-90x90x13]	2090	360	0	支点横桁部
山形鋼	L-90x90x10	2090	360	10	中間横桁部
	L-75x75x9	1270	300	10	中間横桁部
平鋼	PL-100x6	2100		0	床版桁端部
		950		0	張出桁端部

- 注記)
- 着工前には必ず現況寸法実測を行い、図面・数量照合等の確認の後、施工を行う事。
 - 塗膜剥離判定・除去回数については着工前に試験施工を実施して決定すること。
- それに伴い、数量精査も実施すること。

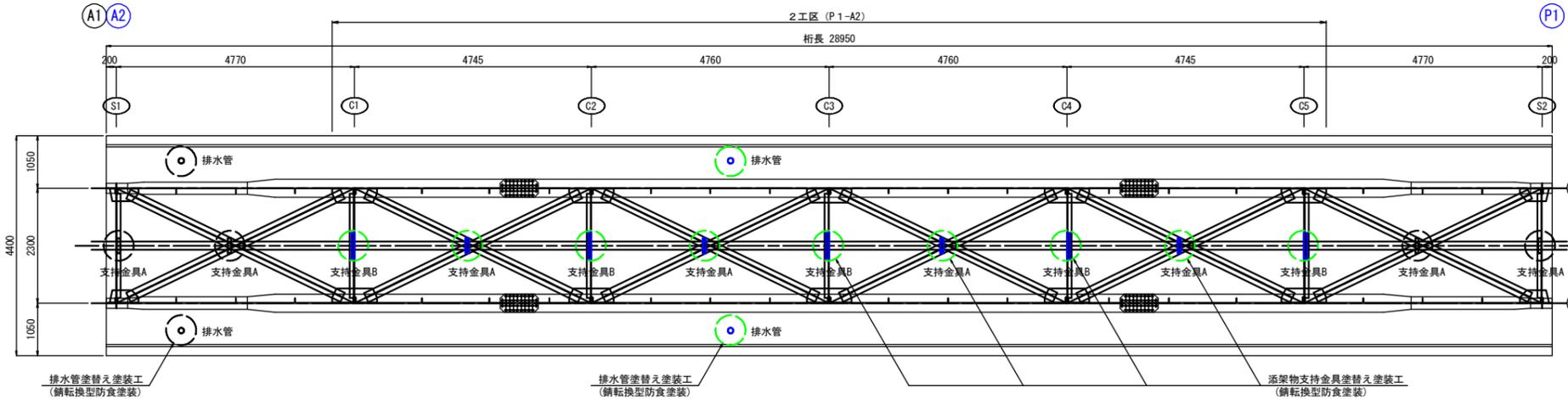
実施設計図

R7浜田橋

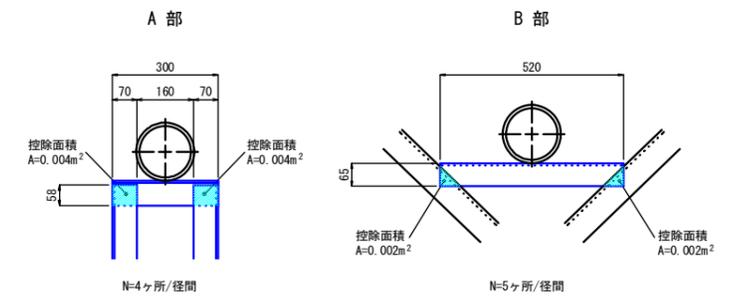
阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)
開行 路線名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根 市 波留 地内
図面種類	浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その2)
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 4 号

浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その3)

排水管・添架物支持金具平面図 S=1:60

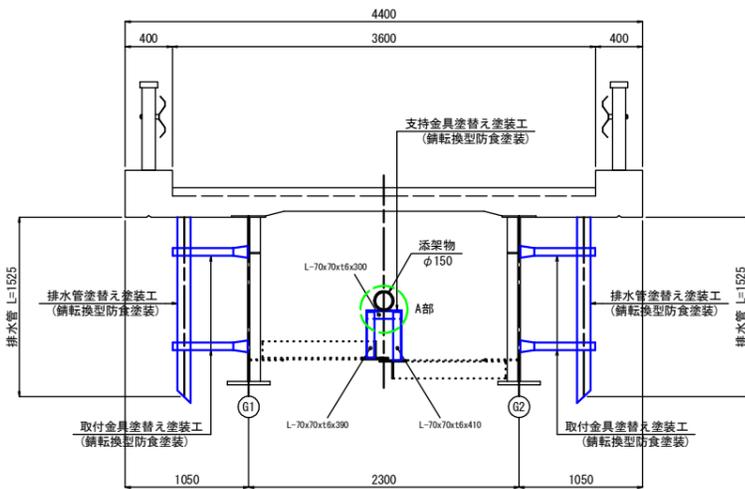


各部詳細図 S=1:10

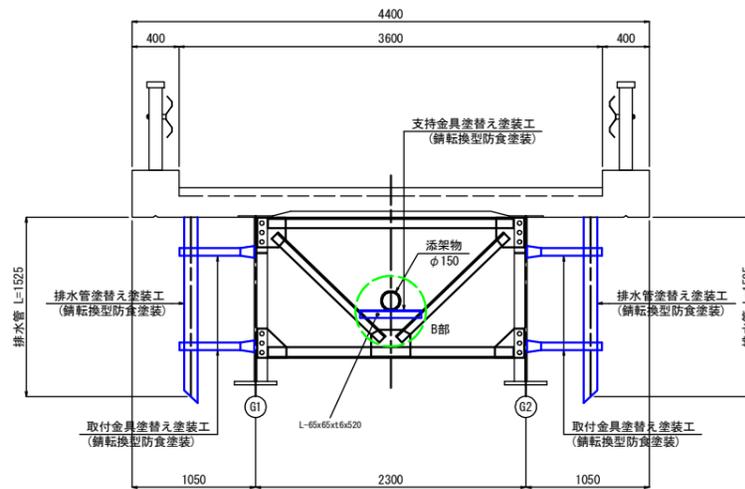


排水管・添架物支持金具断面図 S=1:30

排水管・添架物支持金具A

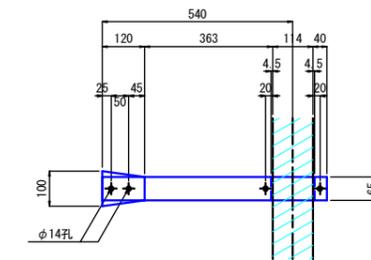


排水管・添架物支持金具B

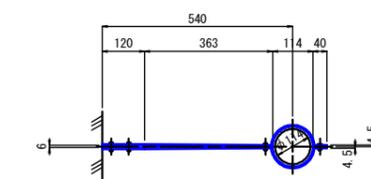


排水管取付金具 S=1:10

断面図



平面図



注) φ14孔位置は、現地にて確認を行い決定する。

塗替え塗装 N=4組/径間(全16組)

取付金具取替え工 N=1組(全3組)

W=3.2kg/組

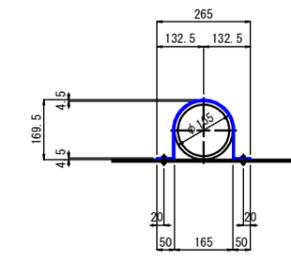
2 PL 65 x 4.5 x 700

4 BN M12 x 40 (SUS304)

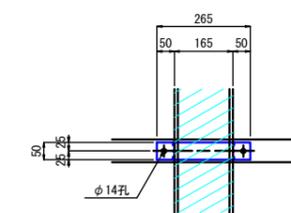
※ 排水施設(取付金具)・添架物(支持金具)の取替えヶ所は、桁下補修図参照のこと。

添架物支持金具バンド S=1:10

断面図



平面図



塗替え塗装 N=9組/径間(全26組)

支持金具取替え工 N=2組(全2組)

W=0.9kg/組

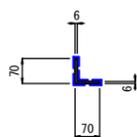
1 PL 65 x 4.5 x 622

2 BN M12 x 40 (SUS304)

各部材詳細図 S=1:10

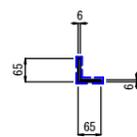
山形鋼

L-70x70xt6



塗装周長
L=280mm

L-65x65xt6



塗装周長
L=260mm

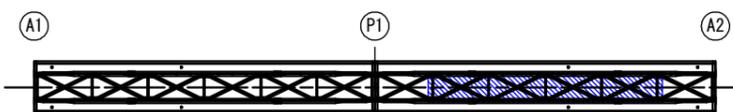
排水管

φ100



塗装周長
L=358mm

位置図



部材 (1径間当り)

部材	部材	延長 (mm)	周長 (mm)	本数	備考
山形鋼	L-70x70xt6	300	280	4	
		390	280	4	
		410	280	4	
		520	280	4	
排水管	φ100	520	260	5	
		1525	358	2	

実施設計図

R7浜田橋

阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)
開閉 路線名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根 市 波留 地内
図面種類	浜田橋 塗替え塗装工詳細図 (その3)
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 5 号

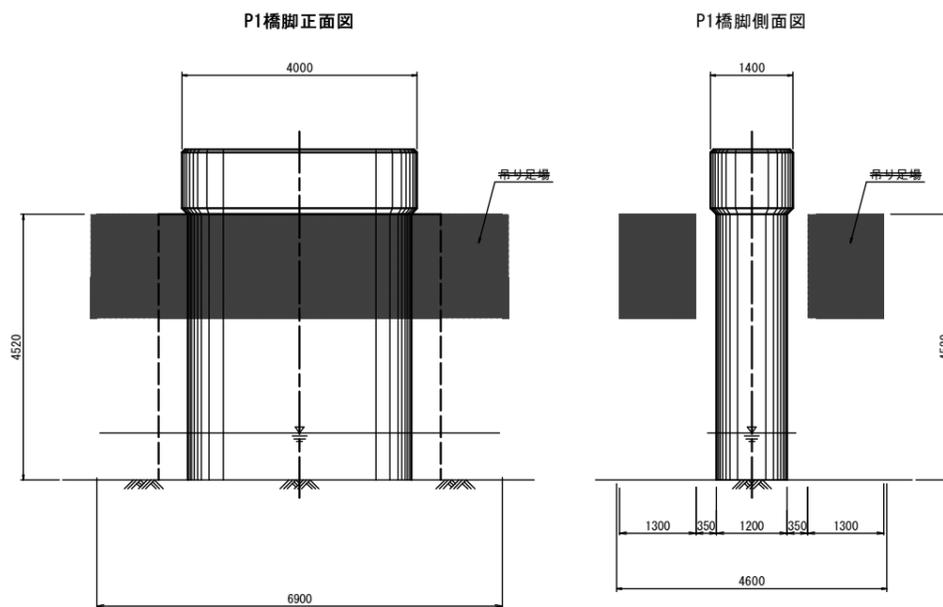
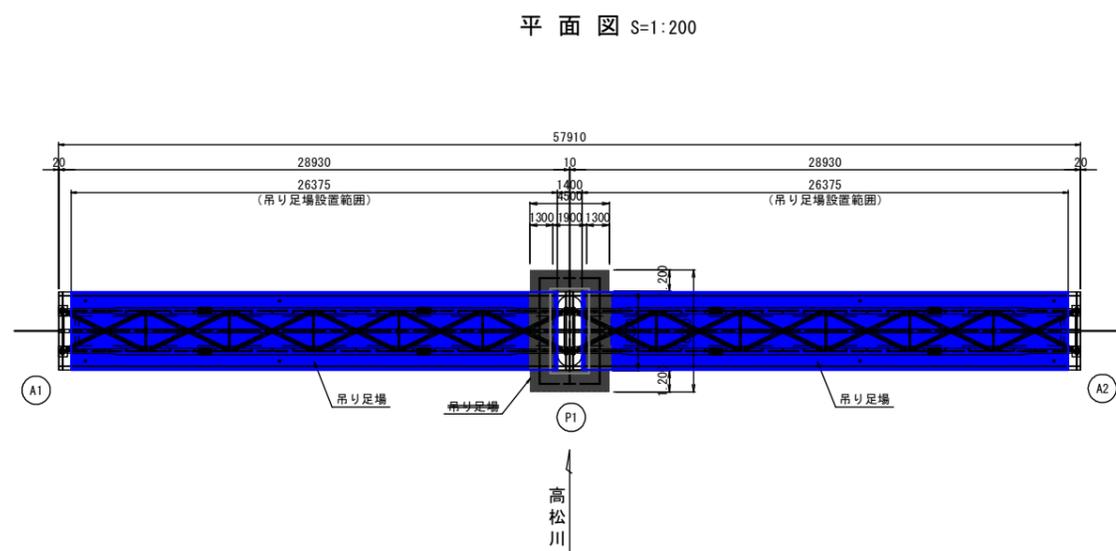
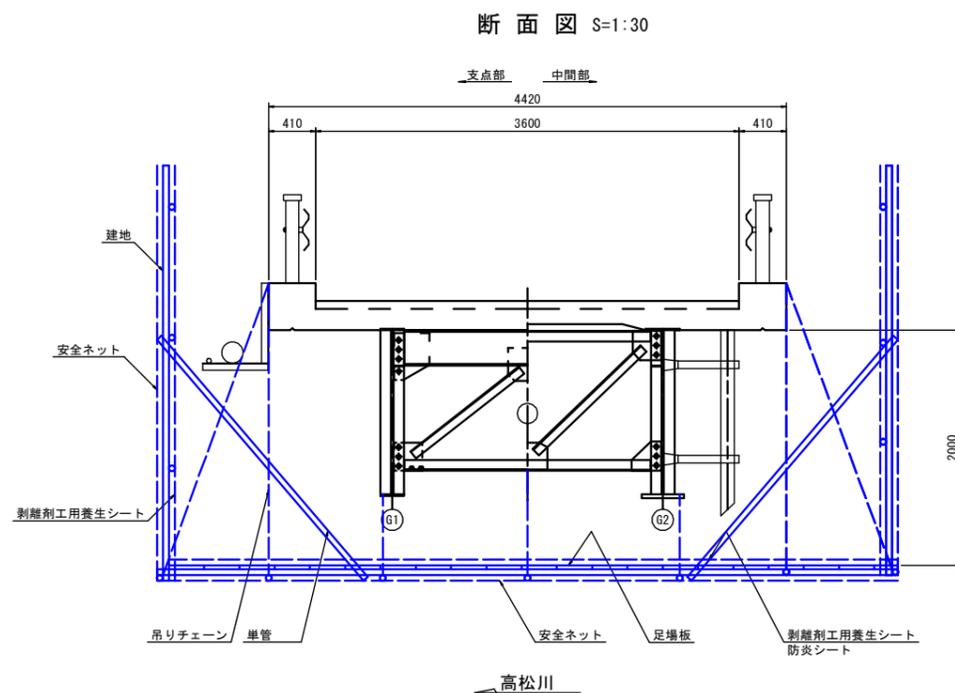
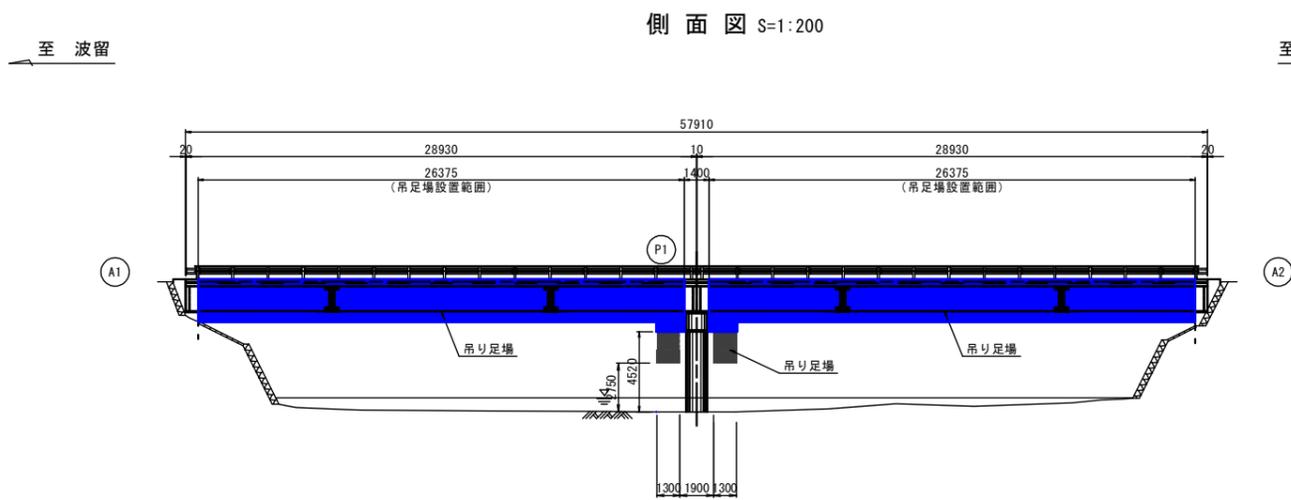
注記)

1. 着工前には必ず現況寸法実測を行い、図面・数量照合等の確認の後、施工を行う事。

2. 塗膜剥離判定・除去回数については着工前に試験施工を実施して決定すること。

それに伴い、数量精査も実施すること。

浜田橋 足場参考図



- 注記)
1. 着工前には必ず現況寸法実測を行い、図面・数量照合等の確認の後、施工を行う事。
 2. 本図面は、参考図扱いであることから、施工の際は現地調査・状況を
確認後に適宜検討の上で施工を実施すること。
 3. 上部工に削孔・アンカーを打ち込む際は、鋼材を損傷しないよう鉄筋探査を行い、
適宜検討の上で施工を実施すること。
 4. 塗膜除去・素地調整・塗装の際は、養生・飛散防止・安全管理を十分に行うこと。

実施設計図

R7浜田橋

阿久根市	
工事名	令和6年度 道路メンテナンス事業 浜田橋修繕工事(2工区)
河川 路線名	市道 波留大曲線
工事箇所	阿久根 市 波留 地内
図面種類	浜田橋 足場参考図
縮尺	図示
図面番号	全 6 葉 第 6 号